

# 防災行政無線の工事を行っています

防災行政無線のデジタル化に伴う屋外拡声子局の建替え等の工事を下記のとおり行っております。工事現場周辺の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・ 工事場所 日高町内（門別地区一円）
- ・ 工事内容 防災無線デジタル化に伴う無線柱設置、撤去、その他関連工事
- ・ 工事期間 平成29年10月2日（月）～平成30年3月30日（金） ※工期が延長されました
- ・ 作業時間 8：00～17：00

## ◆戸別受信機の更新について◆

現在使用している戸別受信機は、デジタル化と共に使用できなくなります。下記のとおり機器の更新を予定しておりますので、設置個所及び周辺の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※戸別受信機の設置には家屋等に外部アンテナを取り付け、壁等から配線を引き込む改修工事が必要となる場合があります。

また、電波の状況によっては、屋外にポールを建てて、アンテナを取付する場合がございます。

- ・ 作業期間 （予定）平成30年1月9日（火）～3月30日（金）
- ・ 作業時間 9：00～17：00（事前調査のため、12月中に訪問する場合があります）

## ◆デジタル化に伴う新たな機能について◆

防災行政無線のデジタル化に伴い、聞き逃しや聞きづらいという課題を解消するために下記の機能が新たに追加される予定です。

1. 電話応答機能 専用の電話番号に電話をかけると、放送内容を再確認できる機能です。
2. 情報配信機能 防災行政無線の放送内容をスマートフォン、携帯電話、タブレット端末等で確認できる機能で、メール配信や防災マップ等のコンテンツも整備する予定です。  
※各端末ともインターネットに接続する必要があります。

安全な作業に努めておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

### お問い合わせ先

日高町役場 総務課 情報防災グループ 電話 01456-2-5131  
新興・堀江JV現場事務所 電話 01456-7-8170

# 平成30年度 物品購入等競争入札参加資格審査申請について

## ～ 物 品 ・ 役 務 等 ～

この申請手続きは、平成30年度において日高町が発注する物品の売買、物品の賃貸借、製造の請負及び役務の提供に係る競争入札に参加を希望する方及び平成29・30年度指定業者名簿に登載されている業者で指定品目を変更・追加されたい方（しない方は申請不要です。）について、資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者になりますと平成30年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。（資格を有することにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありません。）登録を希望される方は、次により手続きを行ってください。

- 1. 審査基準日** 平成30年1月1日
- 2. 資格の有効期間** 平成30年4月1日から平成31年3月31日 の1年間です。
- 3. 受付期間** 平成30年1月10日(水)から平成30年1月31日(水)まで  
【午前】9時～12時 【午後】1時～5時（土曜日・日曜日・祝祭日は除く。）  
※郵送等の場合は、平成30年1月31日(水)必着
- 4. 受付窓口** 日高町役場 管財建築課 財産管理グループ  
日高総合支所 地域経済課 施設管理グループ  
<郵送等の提出先> 〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210-1  
日高町役場 管財建築課 財産管理グループ
- 5. 登録品目** 指定品目分類表の中分類から10品目以内  
※入札を辞退する件数が多いので、営業内容等を十分検討し、希望品目を選択してください。
- 6. 資格要件** 競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。
  - (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項各号の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
  - (2) 政令第167条の4第2項(不正行為等)の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
  - (3) 日高町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年町条例第22号）第2条第1項第1号～第3号に規定する者でないこと。
  - (4) 平成30年1月1日現在において、引き続きその事業を営んでいること。
  - (5) 市区町村税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
  - (6) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものについては、当該許可、認定、登録等を有していること。
  - (7) 営業に関し、法令の規定に基づく有資格者を必要とするものについては、当該有資格者が従業員の中にいること。
  - (8) 営業に関し、機械器具設備を必要とするものについては、当該機械器具設備を有すること。
- 7. 提出書類等**
  - ◎新規申請者 物品購入等競争入札参加資格審査申請書（町指定様式）及び添付書類
  - ◎登録指定品目の変更・追加者 指定品目変更・追加申請書（町指定様式）※指定様式及び「申請の手引き」については、受付窓口で配布、又は日高町のホームページからダウンロードしてください。
- 8. 審査結果の通知**

申請者に対する資格の有無は、「物品購入等競争入札参加資格審査に基づく指定業者名簿登載通知書」により通知します。
- 9. 不明な点については、下記までお問い合わせください。**
  - ◎日高町役場 管財建築課 財産管理グループ 電話 01456-2-6187
  - ◎日高総合支所 地域経済課 施設管理グループ 電話 01457-6-2084